

都築貞枝記念体育館使用規程（抜粋）

- 第 1 条** この規程は都築貞枝記念体育館（以下「記念体育館」という）を清潔に保ち、その施設、備品等を完全な状態で使用するために、記念体育館規程第 8 条により規程の施行に必要な事項を定める。
- 第 2 条** 記念体育館を使用できる者は、都築育英学園に所属する学生、生徒、園児及び職員とする。
- ただし、記念体育館運営委員会（以下「運営委員会」という）が特に許可した者はこの限りではない。
- 第 3 条** 記念体育館は使用に先立ち、指定の用紙を用いて運営委員会に願い出なければならぬ。その手続きについては次のとおりとする。ただし、運営委員会が特に許可した場合はこの限りではない。
- (1) 式典、行事、正課の体育及び課外活動については新年度の計画案を前年度末までに
 - (2) 一般学生、生徒、園児及び職員の使用については 10 日前までに
 - (3) 本学園の主催または主管するスポーツの対外試合については 10 日前までに
 - (4) 前各号以外の使用については 20 日前までに
- 第 4 条** 記念体育館の開館及び閉館時間は次のとおりとする。ただし、運営委員会が特に許可した場合はこの限りではない。
- (1) 4 月から 10 月までの期間：開館午前 9 時：閉館午後 8 時 30 分
 - (2) 11 月から 3 月までの期間：開館午前 9 時：閉館午後 8 時
 - (3) 土曜日の閉館時間は、年間を通じて午後 7 時 30 分
- 第 5 条** 記念体育館の休館は次のとおりとする。ただし、運営委員会が特に許可した場合はこの限りではない。
- (1) 日曜日及び祝日
 - (2) その他必要と認めた期間
- 第 6 条** 記念体育館には課外活動の部室は一切認めない。
- 第 7 条** 記念体育館の利用者は次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 常に清潔、整頓に心がけること
 - (2) 使用時間及び開館時間を遵守すること
 - (3) 館内専用シューズを使用すること
 - (4) 素足でフロア（剣道、空手、少林寺拳法等を除く）の上を歩かないこと
 - (5) 掲示は所定の手続きを経て掲示板に掲示すること
 - (6) その他使用上の条件及び指示事項を厳守すること

第 8 条 記念体育館においては次の行為を禁止する。ただし、運営委員会が特に許可した場合はこの限りではない。

- (1) 改装すること
- (2) 備品の位置を移動すること
- (3) 下足またはスパイクで出入すること。及び土砂の付着した衣類、ボール、シューズ類等を館内に持ち込むこと
- (4) 宿泊すること
- (5) フロアを水分で濡らす恐れのあるものを館内に持ち込むこと
- (6) 火気を使用すること
- (7) 飲酒、喫煙すること
- (8) 物品を販売し又は集会すること
- (9) その他体育館の使用目的に反する物等を持ち込むこと

第 9 条 第 7 条の遵守事項及び前条の禁止事項に違反した場合はその使用を停止させる。

第 10 条 記念体育館の建物、施設及び備品を破損した場合は、直ちに運営委員会に届け出なければならない。

第 11 条 記念体育館の建物、施設及び備品を故意または重大な過失により破損した場合は相当代価を弁償しなければならない。

(以下省略)

附 則 本規程は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。